

## 「グリーンインフラ北海道プラットフォーム」 規約

### (名称)

第1条 本会は、「グリーンインフラ北海道プラットフォーム」（以下「本会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和5年3月閣議決定）が掲げるネイチャーポジティブの実現及び「第9期北海道総合開発計画」（令和6年3月閣議決定）が掲げる「北海道の特性を活かした自然共生社会の形成」を目指し、多様な主体の積極的な参画による官民の垣根を越えた「共創」によって、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラの取組を推進することを目的とする。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を実施する。

- (1) グリーンインフラの推進に関する活動
- (2) グリーンインフラの社会的な普及に関する活動
- (3) その他、本会の目的達成のために必要な活動

### (構成員)

第4条 本会は、前条各号に掲げる活動に取り組む以下の者で、第2条の目的に賛同し、次項の承認を受けた者により構成する。

- (1) 民間企業（組合員の出資により運営されている団体を含む。）
- (2) 地方公共団体
- (3) 関係府省庁
- (4) その他事務局が認める者

2 本会への加入を希望する者は、その旨を所定の書面により事務局に提出し、審査を経て承認されることで、構成員となる。

3 構成員は、書面により届け出て退会することができる。

4 事務局は、構成員が次の各号のいずれかに該当する場合、その構成員を除名することができる。

- (1) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
- (2) 解散又は営業を停止したとき
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (4) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

### (事務局)

第5条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省北海道開発局開発監理部開発連携推進課及び環境省北海

道地方環境事務所地域生物多様性増進室に置く。

(費用の負担)

第6条 構成員が取り組む第3条の活動に要する費用は、各自の負担とすることを原則とする。ただし、本会の運営に係る費用等、費用の負担について別途定める必要があるものについては、案件ごとに協議して定める。

(個人情報の保護)

第7条 構成員は、第3条の活動により知り得た個人情報について、正当な理由なく第三者に開示又は目的外に利用しないなど、個人情報保護法に従って適切に取り扱うものとする。

2 構成員は、本会を退会した後であっても、なお前項の規定が適用されるものとする。

(その他)

第8条 本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、事務局において取扱いを定めるものとする。

附則

- 1 この規約は、令和8年4月20日から施行する。
- 2 この規約の施行後2年を経過した時点において、社会情勢の推移に鑑み必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。